

令和6年度吉賀町地域おこし協力隊（提案型）募集要領

吉賀町では、町にある魅力的な素材を活かし、地域のために活動いただける方を地域おこし協力隊として募集します。

【概要及び地域おこし協力隊募集の背景】

島根県吉賀町は、人口約5,500人の町で、水質日本一に何度も輝いた清流高津川の源流に位置する森と川に恵まれた自然豊かな町です。この豊かな環境で育つ良質な米は、古くは津和野藩主の御米として徴用され、米・食味分析鑑定コンクールでは、多くの賞を受賞しています。

また、山陰と山陽をつなぐ交通の要衝であり、中国自動車道六日市インターチェンジが位置するなど各方面からのアクセスも良好な中山間地の町です。

吉賀町の資源や課題を題材・フィールドに発想・着想して吉賀町まちづくり計画に沿った活動を展開する力のある人材を募集します。

自らのスキルや経験を活かして、吉賀町を活性化してくださる方のご応募をお待ちしています。

【募集概要】

1. 活動内容

個人事業主として自らの経験を生かした吉賀町まちづくり計画に沿った地域活動に取り組んでいただきます。

なお、今回は特に次の分野における提案を期待しています。

・観光、移住定住、関係人口、交流人口、都市農村交流、情報発信

2. 募集対象（応募条件）

（1）3大都市圏（注1）と政令指定都市または地方都市（注2）に在住の方で、吉賀町地域おこし協力隊員として、採用後、吉賀町に住民票を異動させる（吉賀町内に居住する）ことが可能な方（注3）

（注1）3大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

（注2）全部または一部が過疎、山村離島半等の地域に該当しない市町

（注3）任用前に既に吉賀町に定住・定着している方（既に住民票の異動が行われている方等）は原則対象外

（2）心身ともに健康で地域活動に意欲を持って参加し、地域住民とコミュニケーションを図れる方

- (3) 当町での起業を目指している方、既に事業を営んでおり、当町での事業拠点の移行、拡大をしたい方
- (4) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない方
- (5) 普通自動車運転免許を持っている方または活動開始までに取得見込みの方
- (6) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）の一般的な操作ができる方
- (7) 職務上知りえた秘密を漏らさない方。退職後も同様となります。
- (8) 心身の故障等により職務が遂行できない場合、正規勝因の基準と同様の処分による交通違反や犯罪行為などに対し委嘱を取り消すことがあります。任期満了の場合は、通知はなく解嘱となります。（退職金の支給はありません）

3. 募集人数（提案型）

5名（5団体）

*選考の結果、採用しない場合もあります。

4. 勤務地

原則吉賀町内

5. 活動時間、休日等及び活動報告

- (1) 委嘱後、町との協議により決定するものとします。活動時間等は、任意となりますが、業務日報及び活動報告書類を毎月提出してください。なお、活動時間は、8時30分から17時15分の内7時間45分、週38時間45分を目安とします
- (2) 毎月、活動の進捗状況について意識合わせする面談を実施します。
*事業開始当初など必要がある場合は頻度を上げて面談を実施します。
- (3) 活動報告会などで活動プロセスを共有していただきます。

6. 委嘱期間

吉賀町が地域おこし協力隊として委嘱します。任用の日から令和7年3月31日予定（次年度以降更新し、最長3年まで期間を延長できる）

※地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合、委嘱期間中であってもその委嘱を解くことができるものとします。

7. 雇用形態

個人事業、または、協力隊員が代表者等である法人との業務委託を締結します。吉賀町との業務委託契約を結び、その活動の対価として、委託料の支払いを受けるものとします。町との雇用関係は存在しないため、国民健康保険、国民年金に自ら加入す

ることとなります。各種料や税の納付も自ら支払うこととなります。

8. 委託料

(1) 1 隊員あたり金 5, 200, 000 円／年（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。なお、次の内訳の上限を超える流用は認めません。

内訳	報償費	3, 200, 000 円
	上記以外の活動に関する経費(活動費)	2, 000, 000 円

※「報償費・活動費」は年度途中に雇用した場合又は解雇した場合の上限は、月割により計算するものとする（1, 000 円に満たない端数は切り捨てる。）。

※団体の場合、委託の開始は協力隊の雇用開始とする。

区分	費用区分	対象経費	対象外経費
報償費	給与	隊員の給与	
活動費	研修費	研修受講、資格取得に要する経費	
	住居費	隊員が居住する住居の家賃等*1	光熱水費、共益費、敷金礼金
	事務所費	協力隊の活動拠点の家賃等*2	光熱水費、共益費、敷金礼金
	報償費	講師、協力者等に対する謝礼(個人)	記念品代
	旅費	講師等の交通費、隊員の研修旅費	隊員の日常的交通費
	消耗品費	消耗品、消耗機材、書籍、材料等の購入費、会議時の飲み物代 等	個人に帰属する物品の購入費、会議時の食事・弁当代
	備品購入費	備品の購入費*3	個人に帰属する備品の購入費
	燃料費	事業用燃料、自動車の燃料	
	印刷製本費	チラシ、ポスター、資料等の印刷代	
	修繕料	家屋・備品・機械の修繕費	
	通信運搬費	切手等の郵便関係費、運搬費	隊員の日常的通信運搬費
	手数料	各種申請手数料、銀行振込手数	
	役務費	点検費、講師謝礼（法人等団体）	
	保険料	申請者及び参加者等の損害・賠償責任等保険料、自動車損害保険料等	
	委託料	業務委託料及び設計等委託料	契約書のない委託料
	使用料・賃借	会場や会議室、機器等の使用料又は	

	料	賃借料、自動車借上料*4、リース料	
	原材料費	建物等の建築又は事業に必要な資材等の購入費	
	その他	町との事前協議により、事業実施に必要不可欠と認められた経費	

(注) 上記の経費(住宅費を除く。)はいずれも、直接、地域おこし協力隊活動の用に供されるものでなければ対象経費としない。

なお、必要経費については事前に協議のうえ、町が認める範囲の額に限るものとする。

*1.*2 住宅費と事務所費の合計の上限は、吉賀町の給与に関する条例第12条の2に準拠することとする。

*3 事前に相談すること(おおむね3年を超えて使用に耐えるもので、取得価格がおおむね1万円以上のもの。また、減価償却費対象のものを除く。)

*4 自動車借上料の上限は、吉賀町の給与に関する条例第12条の3に準拠することとする。自動車借上料に燃料費は含むものとする。

(2) 本業務委託は精算払いを原則とします。ただし、請求に基づき、委託料の一部を概算払により支払うことができるものとし、委託期間終了後、委託料の確定及び精算を行うものとします。

9. 活動等に対する支援

吉賀町からは、遊休資産の情報や役場職員・町民のリソース(人や組織の情報)提供や国県の補助制度の紹介といった支援となります。

10. 受付期間

次の期間、募集人数に達するまで随時受け付けます。

令和6年11月8日(金)~令和7年1月8日(水)17時必着

*選考は随時実施しますので、期間内いつでもご提案ください。

11. 応募方法

- ・応募書類1)から3)を、吉賀町企画課宛にメール送信ください。
- ・応募書類4)から6)を郵送してください。
- ・応募用紙は吉賀町役場ホームページに掲載しますのでダウンロードしてください。
- ・応募書類

1) 吉賀町地域おこし協力隊員(提案型)応募用紙1. 2(様式1)

協力隊員が未定の場合は、応募用紙2は不要。但し協力隊決定時には協議が必

要。

- 2) 企画提案書（様式任意）
- 3) 委託料利用計画書（様式任意）
- 4) 協力隊員の住民票
- 5) 協力隊員の運転免許証の写し
- 6) その他提案を実施するため等に必要な資格証等の写し

＊提出された書類は返却しません。

＊二次選考では事業プランについてプレゼンテーションを行っていただきます。

1 2. 選考

(1) 第一次選考

応募をもとに書類選考の上、合否の結果を応募者全員に文書等で通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者について面接

・プレゼンテーションを行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせします。選考会場は吉賀町内を予定しています。

※日程等は第一次選考の結果後、相談して決定します。

※会場までの交通費等の経費は原則個人負担となります

(3) 採用合否結果の通知

合否の結果は文書で通知します。

※選考内容についてのお問い合わせにはお答えできません

1 3. 注意事項

- ・採用後、応募の内容に虚偽が見つかった場合は、地域おこし協力隊の活動を休止させ、任期を待たずに委嘱を取り消します。
- ・地域おこし協力隊は、町の委嘱を受けて地域協力活動を行う制度です。町から委嘱されている地域おこし協力隊であるという自覚がない言動があった場合は、任期を待たずに委嘱を取り消します。また、地域おこし協力隊の趣旨に適合しない個人的な活動を地域協力活動として行うことは認めません。町が適合しない活動内容であると判断した場合は、任期を待たずに委嘱を取り消します。

1 4. 応募先、お問い合わせ先

吉賀町役場企画課 担当：落合・沖野（おちあい・おきの）

〒699-5513 島根県鹿足郡吉賀町六日市750番地

e-mail：kikaku@town.yoshika.lg.jp 、 電話：0856-77-1437

吉賀町地域おこし協力隊（提案型）応募用紙 1

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

（作成担当者）

標記の業務について応募します。

【添付資料】団体の概要、役員一覧、定款・約款・会則、過去 3 年分の決算書、活動状況等の資料

（団体）隊員のサポート体制、（個人）活動をサポートしてくれるネットワーク体制
・ ・ ・ ・
地域連携の取り組み
・ ・ ・ ・
隊員の定住・定着に向けた取り組み
・ ・ ・ ・

下の参加資格要件を全て満たすことを誓約します。

	項 目	確 認
(1)	原則として町内に活動拠点を有する者で、当該地域において活動を展開していること。または町内に活動拠点を設置予定の者で、当該地域において活動を展開する予定であること	はい ・ いいえ
(2)	国税及び地方税に滞納がないこと。また、町税等に滞納がないこと。	はい ・ いいえ
(3)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。若しくは、破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。	はい ・ いいえ
(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、もしくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。	はい ・ いいえ
(5)	(4) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。	はい ・ いいえ
(6)	宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。	はい ・ いいえ

※ いずれか 1 つでも備えなくなったときは、選定を取り消すことがある。

年 月 日

(隊員氏名)

[illegible]

吉賀町地域おこし協力隊（提案型）募集要領等に関する質問書

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

（作成担当者 ）

質 問 事 項
【質問項目】
【詳細】

※要領等の該当ページを明記してください。

なお、回答は質問のあった方のみへ回答します。

吉賀町おこし協力隊（提案型）辞退届

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

電 話 番 号

（作成担当者 ）

年 月 日付けで申込みました吉賀町地域おこし協力隊（提案型）の応募については、下記の理由により辞退したいので、届け出ます。

記

1 理 由